

川崎市教育委員会
委員長 嶋 正人 様

平成 27 年 7 月 31 日

教科書採択についての請願

住所 : 川崎市多摩区

氏名 : 宮入 紀彦

日中の連絡先 : 090-

1. 請願事項

教科書採択について、採択権者である教育委員会の権限と責任のもとに、教育基本法及び学習指導要領の目標や内容に照らして、教育委員みずからの判断により教科書が採択できるように、下記事項を請願致します。

(1)教科書採択要領について

- ①教育委員が教科書の内容を十分に調査研究できるように、教育委員が都合の良い時にいつでも自由に見本本を見ることができる環境条件を整えていただきたい。
- ②教育委員が教科書を調査研究できる期間をできるだけ長く確保するため、8月末までの採択期間を有効に活用していただきたい。
- ③学校の希望を把握するいわゆる「学校票」に類するものや、数値などによる教科書の序列化により、採択権者の責任が不明確になることがないようにしていただきたい。

(2)教科書の調査研究の観点について

教科書の調査研究の観点として「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」を重視していただきたい。

2. 請願の理由

(1)教科書採択要領について

- ①採択権者である教育委員会の権限と責任のもとに、教育委員みずからの判断により教科書を採択するためには、教育委員が教科書に十分目を通すことが不可欠です。そのためには、教育委員が都合の良い時にいつでも自由に見本本を見ることができるように、見本本を優先確保し調査研究用の部屋を準備するなど環境を整える必要があります。また、教育委員による教科書の読み比べ検討会なども理解を深めるうえで効果的と考えます。
- ②教育委員が教科書を調査研究できる期間を十分確保するために、採択を決定する教育委員会の開催時期を可能な限り遅らせるなど、8月末までの採択期間を有効活用する工夫をお願い致します。

③神奈川県教育委員会は文部省（当時）の通知に基づき、平成13年4月24日付の通知「平成14年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択方針について」において、「教科書採択に当たって、数値による序列化などによって採択権者の責任が不明確になるおそれがある整理員は置かないこと」としました。これにより平成13年以降、整理員が廃止され、いわゆる「学校票」により学校の希望を集計することが取り止められました。しかし、川崎市では現在でも各学校に校内検討委員会を設置し、「学校票」に類する「学校調査票」によって学校の希望を調査し、それらが調査研究会・教科用図書選定審議会を経て教科用図書選定審議会報告書に反映されています。教育委員会は、教育委員みずからの判断により教科書を採択していることを明確にし、「学校調査票」による学校希望や教科用図書選定審議会報告書の内容を追認しているというような誤解を招かないように制度の見直しをお願い致します。

④上記に関連し、文部科学省は平成26年度の教科書採択の状況調査を行い、その結果を踏まえ、「平成28年度使用教科書の採択について（通知）」を平成27年4月7日に出しました。

その中で、「2 教科書採択の公正確保について」では「採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されることはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続きの適正化に努めること。また、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。」、また、「3 教科書採択方法の改善について」では、「都道府県教育委員会にあっては、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限をさらに遅くするなど、採択スケジュールについて再検討すること。」、「調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、当該評価に拘束力があるかのような取り扱いはしないこと。」、「教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組んでいただきたいこと。」、「公立の学校において使用される教科書の採択権限を有する者は教育委員会であり、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっている。このことを踏まえ、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えること

が必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であると考えられること。」等が記載されています。

(2)教科書の調査研究の観点について

- ① 川崎市教育委員会の教科書採択方針の基本的な考えには「国、県の方針等を踏まえて採択する」ことが定められていません。
教育は国・県の方針に従って行われるべきで、これを明確にすべきと考えます。
- ② 神奈川県教育委員会の教科書採択方針には教科・種目に共通な観点として「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」が定められ、「教育基本法や学校教育法において新たに規定された教育の目標の内容を踏まえているか」、「学習指導要領の主な改善事項である伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実などを踏まえているか」などが定められています。川崎市教育委員会の教科書採択方針でも「教育基本法、学校教育法の理念の実現に向けて、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。」として、「学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか」が定められています。
- ③ しかし、調査員の調査報告資料の項目には「内容」「構成・分量・装丁」「表記・表現」しかなく、「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」が欠落しています。また、教科用図書選定審議会報告書の総合評価の内容は、ほとんど使い勝手の良し悪しを記述しているに過ぎません。教育基本法第2条（教育の目標）は「次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」と定められ必達目標とされています。従って、教科書の調査研究の観点として「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」は極めて重要です。神奈川県教育委員会及び川崎市教育委員会の教科書採択方針に基づき、「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」を重要観点と位置付け、調査研究するようにお願い致します。

(3)教科書展示会の運営について

今回の教科書展示会において、一部の会場では以下のような不正行為が行われていたと聞きました。

- ① 特定の教科書の中傷するチラシを配布していた。
- ② 別の場所で書かれたと思しきアンケートを纏めて持ち込み、箱に入れていた。
- ① に関しては、受付の席にいた人(正規の受付の人かは不明)がアンケー

トを書いている人に渡した例や、受付の人がいるにも拘らずアンケートを書いている人に渡し受付の人は注意もしなかった例があったそうです。

② に関しては、会場外で書かれたものだとすれば、教科書展示会の主旨から大きく逸脱していると考えられます。

今後このような不正行為が行われないよう、厳正な教科書展示会の運営を行うようお願い致します。

以上